

幹部候補者の期別呼称の統一に関する通達

昭和 35 年 7 月 25 日
陸幕発 1 第 242 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 30 年 2 月 23 日陸幕補第 154 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 21)

幹部候補者の期別呼称の統一に関する通達
標記の件、別紙のとおり統一することとなったので通達する。

別紙

防人計第 8 9 6 3 号
2 9 . 6 . 8

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

人事教育局長

幹部候補者及び航空学生の期別呼称の統一（通知）

標記について、下記のとおり定めたので、通知する。

なお、幹部候補者及び操縦学生の期別呼称の統一（人発 1 第 8 9 号。3 5 . 7 . 1）は、廃止する。

記

- 1 幹部候補者及び幹部候補者出身者の期別呼称は、次のとおりとする。
 - (1) 幹部候補者に任命された年を表す西暦年の下 2 桁の数字を用いて、「何々年幹部」（例えば、平成 2 9 年に幹部候補者を命ぜられた場合は、「1 7 年幹部」）とする。
 - (2) 必要に応じて、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる記号を接頭語として付すものとする。

陸上自衛官たる幹部候補者及びその出身者	陸
海上自衛官たる幹部候補者及びその出身者	海
航上自衛官たる幹部候補者及びその出身者	空

- (3) 必要に応じて、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる記号又は幹部候補者を命ぜられた月を表す数字を接尾語として付すものとする。

なお、これらの接尾語を同時に使用する場合は、次の表の右欄に掲げる記号、月を表す数字の順に用いるものとする。

一般幹部候補生試験（大卒程度試験又は院卒者試験）合格者	U
防衛大学校卒業者	B
一般幹部候補生部内選抜試験合格者	I
技術幹部候補生及びその出身者	T
医科幹部候補生及びその出身者	M
歯科幹部候補生及びその出身者	D

薬剤科幹部候補生及びその出身者	P
看護科幹部候補生及びその出身者	N
飛行幹部候補生及びその出身者	A

- 2 前項（第2号の陸上自衛官及び第3号の表に係る部分を除く。）の規定は、航空学生及び航空学生出身者の期別呼称について準用する。この場合において、「幹部候補者」とあるのは「航空学生」と、「幹部」とあるのは「航空」と読み替えるものとする。
- 3 第1項及び前項に規定する呼称は、幹部候補者、航空学生又はそれらの出身者について、幹部候補者又は航空学生としての期別を表す場合に使用するものであって、これらの者についても、最終学歴を表す場合には「防大50期」、「東大10年卒」等といい、その者の受けた教育課程を表す場合には「一般幹候60期」、「医科幹候40期」等ということを妨げるものではない。